

5. 毒物劇物取扱責任者に関すること

問5-3 「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」であることをどのように確認するのですか？

(答)

大学・大学院等、高等専門学校、専門課程を置く専修学校、高等学校の卒業証明書や成績証明書、単位取得証明書、論文の概要等で、以下の条件を満たしているか確認します。判断がつかない場合は、営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせください。

(1) 大学等

学校教育法第83条に規定する大学(同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者であることを卒業証明書等で確認する。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科(化学専攻のものに限る。)、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上修得している又は必修科目の単位中50%以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、生体高分子学^{※1}、生体有機化学^{※1}等

有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物

学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

※1 令和7年1月20日追記

【注：化学に関する科目に該当しない科目】

工業基礎、工業数理、電子基礎、情報（技術）基礎、工業管理技術、情報科学、電子回路、電気基礎、環境工学、環境保全、材料技術基礎、高分子材料、高分子加工、高分子基礎、繊維製品、染色技術、生物工学（基礎）、バイオ技術、工業化学等製図、工業技術基礎、課題研究等

注釈：工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したしたことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明してあるもの限り、化学に関する科目として該当するものとします。（例：工業技術基礎（化学）、課題研究（化学））

（2）高等専門学校

学校教育法第115条に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者であることを確認する。

ただし、学科名により判断できない場合には、（1）の才を準用し、化学に関する科目を28単位以上修得していることを確認すること。

（3）専門課程を置く専修学校（専門学校）

学校教育法第124条に規定する専修学校のうち同法第126条第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。化学に関する科目については（1）の才を準用する。

（4）高等学校

学校教育法第50条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第2条第3項に規定する実業高校を含む。）において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。化学に関する科目については（1）の才を準用する。

（5）大学院

学校教育法第97条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者であることを確認する。応用化学に関する研究科への該当性の判断においては（1）のア～オを準用する。なお、（1）の才を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えないこと。